

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 スマイルクラブの倫理規定の理念に則り、特定非営利活動法人スマイルクラブに適用又は適用の可能性のある法令、定款の遵守（以下コンプライアンスという）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 特定非営利活動法人スマイルクラブの役員及び職員（以下役職員という）は、法令、定款の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者)

第3条 役職員は、この法人におけるコンプライアンス（この法人又は役職員等がこの法人の業務遂行において法令（この法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 理事長を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

(不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表)

第4条 コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

(役職員のコンプライアンス教育)

第5条 特定非営利活動法人スマイルクラブは、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、または役職員は倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、2021年5月30日施行する。